

防衛装備庁 特定任期付隊員（弁護士）

採用試験受験案内

我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており、日本を守り抜くためには、我が国の国防に不可欠である防衛装備品の生産を担う防衛生産・技術基盤の強化が不可欠です。

このような中、防衛装備庁では、防衛産業の皆様と協力して、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための政策・施策を進めています。また、防衛産業をより力強く持続可能なものとするため、防衛産業の中長期的な望ましい方向性を示す「防衛生産・技術基盤戦略（仮称）」（以下「戦略」という。）の策定も予定しています。

この戦略やこれに基づく政策・施策をより強固なものとするためには、防衛産業の抱える課題抽出を行い、あるべき姿を構想できる能力と、独占禁止法及び競争政策等に関する専門的な知見をもって、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための企画・立案や関係省庁・団体等との多種多様の調整を円滑に行うことのできる高度に専門的な知見を有する人材が必要であることから、任期付隊員として部外有識者（弁護士）の方を募集します。

我が国の国防に不可欠である防衛産業の生産・技術基盤の強化に関する戦略を策定し、防衛産業を構成する各企業と真摯に向き合い、その生産・技術基盤強化を支援することにより、国民が社会生活を営む上で最も欠かせない安全・安心を守る取組の一翼を担うことができます。

また、この業務を通じ、防衛産業が直面する課題を見極め、これへの解決策を提示する中で、防衛産業の今後の成長の可能性に係る知見を実地で身に付け、新たな取組を打ち出す能力を養うことができるほか、諸外国の制度調査を行うなど、国際感覚も養うことができます。

1 採用形態

課長補佐級の任期付隊員として採用されます。（自衛官ではありません。）

【求められる役割】

- ・ 我が国の防衛産業の生産・技術基盤強化のための防衛産業が抱える課題の抽出
- ・ 課題解決策を戦略に盛り込むための防衛産業の各社及び業界全体並びに関係省庁及び防衛省・防衛装備庁の関連部局との高度に専門的な知識経験を踏まえた調整
- ・ 戦略の策定に関する独占禁止法及び競争政策等に関する専門的事項の企画・立案
- ・ 法律上の助言に加え、過去の経験に基づき、一定の取引分野の実態を踏まえ、企業の組み合わせや企業結合の在り方の優劣についての企画・立案 等

2 採用（雇用期間）予定期間

採用の日から2年間で予定。採用日は相談に応じます。

※業務の進捗状況等により、採用日から5年を超えない範囲内で必要に応じ任期の更新もあり得ます。

3 応募資格

以下の（１）（２）に該当する方

- (1) 弁護士の資格を有していること。
- (2) 弁護士として、独占禁止法及び製造業の競争政策等の企業法務に関する企業間の連携、企業結合やM&A等について十分な実務経験を有していること。

※当該資格を満たしているかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等をご提出いただきます。なお、勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ・ 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするも以外）

4 職務内容・求める人材

【職務内容】

我が国の防衛産業の生産・技術基盤の強化に係る戦略の策定に向け、弁護士としての独占禁止法及び競争政策等に関する実務経験を活かし、防衛産業の各社や業界全体に対する詳細な調査・分析を行い、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための戦略の策定等を行う。

【求める人材】

上記の職務内容については下記（１）及び（２）に記載された実務経験等があれば、好ましいものとして考慮します。

- (1) 独占禁止法並びに防衛産業の抱える課題及び競争政策に精通していること。
過去に企業結合（株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲渡受け等）について、法律支援業務を実施したことがあること。
水平型、垂直型、混合型の企業結合について法律支援を実施したことがあること。
日本の防衛産業間や日本と海外の防衛産業間の企業結合について、法律支援を実施したことがあること。
- (2) 組織、上司の方針に基づく適切な判断力、論理的な説明能力、関係部署・各領域のステークホルダーとの円滑な連絡・調整・コミュニケーション能力を有すること。

5 給与・手当

給与は「防衛省の職員の給与等に関する法律」及び「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、各人のこれまでの経歴に即して支給されます。手当としては、地域手当、期末手当・勤勉手当等があります。

※職務内容等を勘案し個別に決定されます。

6 勤務時間及び休暇

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土、日曜日及び祝日等は休みで週休2日制を実施しています。

休暇は、年20日の年次休暇（例として4月1日採用の場合、15日。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）、介護休暇があります。

7 採用予定数

若干名

8 採用予定地

防衛装備庁本庁（東京都新宿区市谷本村町5-1）

9 選考方法等

選考	試験内容	備考
1次選考	○書類選考 ○小論文試験※1	1次選考の結果は全員にご連絡します。
2次選考 (1次選考後順次実施)	○口述試験※2 ○身体検査	2次選考の結果は全員にご連絡します。

※1 これまでの職務経験における挑戦とその経過を具体的に述べてください。また、御自身の専門性を踏まえ、「4 職務内容・求める人材」に照らし、我が国の防衛生

産・技術基盤の強化に関し、米国、英国、豪州等の国防当局が公表済の防衛産業戦略に適宜触れつつ、防衛装備庁の職員としてどのような貢献ができると考えているかを具体的に述べてください。

※2 口述試験はオンライン又は防衛装備庁（住所：東京都新宿区市谷本村町5-1）で実施します。

10 応募手続

防衛省又は防衛装備庁のHP内から下記の資料をダウンロードし、下表のメールアドレスまで送付してください。その際、メールの件名は「任期付採用応募【弁護士】__ご自身のフルネーム」としてください。（郵送による応募は受け付けません。）

選考・必要書類	受付期間	書類送付先
【1次選考】 ・申込書 ・職務経歴書 ・小論文	令和8年6月22日（月）まで	s-saiyou.gh@ext.atla.mod.go.jp
【2次選考】 ・口述試験	日程調整の上、面接を実施します。	

※提出頂いた書類に係る個人情報は採用活動にのみに使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

11 その他

- (1) 自衛隊法に基づく守秘義務や兼業・兼職などに制限があります。
- (2) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (3) その他、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

連絡先 防衛装備庁長官官房人事官付採用担当 電 話：03-3268-3111（内線35823、35827） メール：s-saiyou.gh@ext.atla.mod.go.jp（担当）渡部、山形
